

第1回定例町議会

平成30年度予算案など可決

平成30年第1回定例町議会が、3月7日から19日まで開かれ、29年度補正予算7件、30年度予算6件、条例制定など合わせて29件の議案が原案どおり可決されました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に1億6,591万4,000円を追加し、予算の総額を53億4,519万3,000円としました。国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算から94万5,000円を減額し、予算の総額を9億7,895万4,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の予算に550万5,000円を追加し、予算の総額を8,156万4,000円としました。介護保険特別会計は、歳入歳出の予算から821万8,000円を減額し、予算の総額を5億3,610万2,000円としました。下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算から500万円を減額し、予算の総額を1億8,452万5,000円としました。

水道事業会計補正予算

収益的収入を30万円減額し、総額を1億6,851万6,000円としました。

収益的支出を2,029万4,000円減額し、総額を1億3,702万円としました。

資本的収入を2,075万9,000円減額し、総額を5,938万2,000円、資本的支出を2,174万8,000円減額し、総額を8,680万9,000円としました。

平成30年度一般会計予算および各特別会計予算

予算については、今月号広報2、3ページの特集をご覧ください。

条例の制定

訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定について

訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

訓子府町議会議員政治倫理条例の制定について

条例の改正
町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

町道路線の廃止について

町道路線の認定について

オホーック町村公平委員会委員の選任について

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

専決処分承認

スポーツセンター等解体工事の契約の軽微な変更について専決処分をしたので承認の議決をしました。

定期監査結果報告

平成29年度の各会計定期監査結果について、監査委員から「適正に執行、管理が行われている」と報告がありました。

出納検査結果報告

本年1月12日・2月13日・3月6日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認め」と報告がありました。

所管事務調査結果報告

総務文教常任委員会・産業建設常任委員会から、それぞれ所管する事務の調査結果について報告がありました。

ほかの町内の公園

5月1日オープン

レクリエーション公園のほかにも、地域の交流の場としてご利用いただける中央公園や銀河公園、ポケットパークなど19か所の公園が、5月1日にオープンします。

ポケットパーク



中央公園

憩いの場 公園で楽しく過ごそう

レクリエーション公園

4月28日オープン



5月上旬には、南側の桜の丘で約400本のエゾヤマザクラが、また5月下旬から6月中旬にかけて、北側の丘陵に芝桜が満開となり、花見の名所として好評です。町を一望できる展望台やバッテリーカーを備えたびつこ広場、存分に水遊びができる遊水施設など、子どもからお年寄りまでお楽しみいただけます。

憩いの場として最適なバーベキューハウスは、コンロや網、金ブラシを常備しており、使用するコンロの台数や人数に関係なく1回150円と気軽にご利用いただけます。

●開園期間

4月28日～10月31日

●開園時間

平日 9時～17時

土日、祝日

8月まで 9時～17時

9月 9時～16時

10月 9時～15時

●有料施設および遊具

バーベキューハウス

1回150円(事前にお申し込みください)

バッテリーカー

1回100円

(4月28日～10月8日まで

の土日、祝日運行)

おねがい

1. 町民の憩いの場として、お互いに気持ち良く利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用するよう心がけましょう。
2. 団体での使用および占用使用については、事前にお申し込みください。

乳用牛の実査結果

(平成30年2月1日現在)

町内の乳用牛は5,846頭

	30年	29年	前年対比
飼育戸数	49戸	49戸	±0
飼育頭数	5,846頭	5,503頭	343頭増
1戸当たり飼育頭数	119.3頭	112.3頭	7.0頭増

農地の売却など農業委員会があっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。

○問合せ 農業委員会事務局 (☎ 47-2204)